

訪問看護推進協議会設置要綱

(目 的)

- 1 訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構 成)

- 2 協議会は、別表の医療関係団体の代表、看護協会の代表及び行政関係者等 8 人をもって構成する。

なお、必要に応じてその他の関係者の出席を求めることができる。

(座 長)

- 3 協議会に座長を置き、座長は委員の中から互選する。

(会 議)

- 4 協議会は委員の半数以上が出席しなければ、協議会を開催することができない。

(事務局)

- 5 協議会の事務局は、愛知県医務課内に設置し、協議会の庶務を行う。なお、事務局には事業の助言・調整等を行う訪問看護に精通した看護師等を置くものとする。

(協議事項)

- 6 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の計画及び実施に関すること
 - (2) 在宅医療推進研修の計画及び実施に関すること
 - (3) 訪問看護ステーション等に関する総合相談及び問い合わせに関すること
 - (4) 訪問看護ステーション・医療機関等関係者との連絡調整に関すること
 - (5) その他訪問看護推進事業の実施に必要と認められること

(専門部会)

- 7 協議会は、愛知県在宅医療推進協議会設置要綱第 6 条第 1 項に定める専門部会とする。

(その他)

- 8 本要綱に定めない事項については、別途協議する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 11 月 27 日から施行する。

別 表

市町村代表

愛知県医師会代表

愛知県看護協会代表

名古屋市医師会代表

愛知県病院協会代表

訪問看護ステーション代表

愛知県高齢福祉課長

愛知県医務課長

訪問看護推進協議会委員名簿（令和元年度）

敬称略

所 属	職 名	氏 名
名古屋市健康福祉局	医 監	浅井 清文
公益社団法人愛知県医師会	理 事	大輪 芳裕
一般社団法人愛知県病院協会	副会長	鵜飼 泰光
公益社団法人愛知県看護協会	会 長	鈴木 正子
一般社団法人名古屋市医師会	副会長	足立 昌由
一般社団法人愛知県訪問看護ステーション協議会	副会長	森田 貞子
愛知県高齢福祉課	課 長	小木曾 尚登
愛知県医務課	課 長	近藤 良伸